

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」及び「指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年8月22日から同年9月20日までの間、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」及び「指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、331件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成26年内閣府令第68号)

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する国家公安委員会規則(平成26年国家公安委員会規則第10号)

2 命令等の案を公示した日

平成26年8月22日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています(頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	331件
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	322件
電子メール	6件
F A X	1件
郵 送	2件

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」及び「指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令関係について

(1) 従業者名簿の記載事項

風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、酒類提供飲食店営業（日出時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。以下同じ。）を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者に営業所又は事務所ごとに備え付けるよう義務付けられている従業者名簿について、本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍。以下「本籍等」という。）を記載事項から削除する改正案については、賛成する御意見として、

本籍及び国籍が書類上から除かれたとしても、現住所等その人物の身元を証明する書類があれば足りる。

人種や国籍による差別をなくすため、改正を行うべきである。
という旨の御意見がありました。

他方、意見を募集した改正案に反対する御意見として、

外国人の売春、不法就労、不法滞在等犯罪の温床となることから、本籍や国籍を従業者名簿に記載すべきである。
という旨の御意見がありました。

現行の制度においては、従業者の本人特定事項を把握する目的から従業者名簿に本籍等を記載することとなっています。しかし、他に広く一般に従業者の本籍を従業者名簿に記載することを求めている制度がみられないことから、今後は従業者名簿への記載を義務付けないこととします。

(2) 確認書類

ア 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特集営業を営む者及び酒類提供飲食店営業を営む者が接客従業者に対して行う確認のうち、日本国籍を有する従業者に対しては本籍地のある都道府県名が記載されている書類をもって行うことで足りることとする改正案については、賛成する御意見として、

憲法でも全ての国民は平等であるとされていることから、確認書類で本籍地は省いてよいと思う。

確認書類を用意する方法が以前と変わらない形であれば良い。
という旨の御意見がありました。

他方、意見を募集した改正案に反対する御意見として、

確認事項を減らすことは良い結果に繋がるとは思えない。

従業員名簿から本籍を削除することと、確認のために本籍地都道府県名が記載されている書類を求めていることは矛盾すると思う。

という旨の御意見がありました。

当該確認については、人身取引や不法就労を防止する目的で行っているものです。そのため、外国籍を有する者であって、上記営業に関して客に接する業務に従事させようとする者に対しては、国籍を確認した上、在留資格等を引き続き確認する必要があります。

他方、日本人がその国籍を有することを確認するためには、本籍を有することの確認で足りると考えられます。そのため、今後は官公庁から発行され、又は発給された書類のうち、本籍が記載されたものではなく、本籍地の都道府県名が記載されたものを確認書類とすることとし、その主たる例として本籍地都道府県名が記載された住民票記載事項証明書を規定することとします。

イ その他

上記アに挙げた、確認書類について、

改正案で削られる書類についても、引き続き確認書類として認めるべき。

住民票の写しと住民票記載事項証明書の区別を誤って持参してしまう者や、本籍地について地番まで記載された住民票記載事項証明書を持参する者が出てくることが予想される。

という旨の御意見がありました。

現行で規定されている

- ・ 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項が記載されているものに限る。）
- ・ 戸籍の謄本、抄本、全部事項証明書又は個人事項証明書
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第267号）第92条第1項の運転免許証（本籍欄に本籍が記載されているものに限る。）

については、改訂府令案第21条第1号八に定める「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の生年月日及び本籍地都道府県名の記載のあるもの」として考えることが可能であり、引き続き確認書類としても有効となります。

2 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則について

指定講習機関、特定届出自動車教習所又は特定教育を行う者が、それぞれ備え付けるよう義務付けられている帳簿の記載事項から、特定講習を終了した者、指定教習課程に係る教習を受けた者又は特定教育を受けた者に係る本籍及び国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する「国籍等」をいう。）を削除する改正案については、賛成する御意見として、

本人確認において本籍・国籍等は不要である。

本籍地の記載のある証明書類を取得する手間が省ける。

等の御意見がありました。

他方、改正案に反対する御意見として、

本人確認には本籍・国籍等が必要である。

等の御意見がありました。

現行の制度においては、講習等を受けた旨の確認や本人確認を行うことができるよ

う、指定講習機関等に本籍地等の記載を含む帳簿の備付けを義務付けています。しかし、本籍確認の主な手段であった運転免許証については、本籍地等の記載がないIC化されたものが増えており、その確認が容易ではなくなったこと、他方で、受講者等の住所等の記載事項からでも、講習等を受けた旨の事実の確認や本人確認を行うことが可能と判断したことから、今回の改正により、帳簿の記載事項から本籍・国籍等を削ることとします。